

農業分野から排出されるプラスチック をめぐる情勢

令和 6 年 2 月

農林水産省

農産局園芸作物課

プラスチック資源循環に関する動き

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、包括的な資源循環体制の強化が必要。

2019年5月

バーゼル条約改正 決定

プラスチック資源循環戦略 策定

海洋プラスチックごみ対策アクションプラン 策定



2019年6月

大阪ブルー・オーシャン・ビジョン 共有 (G20)

2020年

循環経済ビジョン 2020 取りまとめ

プラスチック製レジ袋の有料化 開始



2021年6月

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 成立

2022年4月

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 施行

<プラスチック資源循環を巡る近年の動き>

✓ **循環経済ビジョン 2020**

(経済産業省 2020年5月22日発表)

線形経済から循環経済への転換を目指すため、

- ① **循環性の高いビジネスモデルへの転換、**
 - ② **市場・社会からの適正な評価の獲得、**
 - ③ **レジリエントな循環システムの早期構築、**
- 3つの観点から基本的な政策方向性を提示。

✓ **プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律** (2021年6月11日成立・2022年4月施行)

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までにかかわるあらゆる主体における**プラスチック資源循環等の取組 (3R + Renewable) を促進。**

プラスチック汚染対策の取組

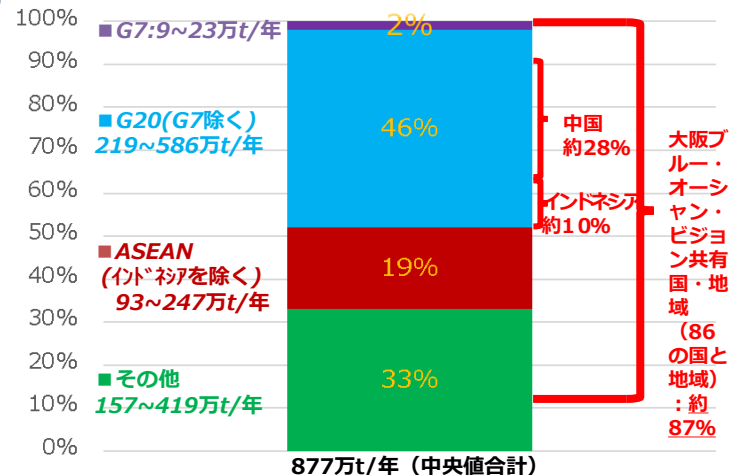
プラスチックごみ流出量の現状

<国別流出量（2010年推計値）>

★は大阪ブルー・オーシャン・ビジョン共有国・地域

★	1位	中国	132~353万トン/年
★	2位	インドネシア	48~129万トン/年
★	3位	フィリピン	28~75万トン/年
★	4位	ベトナム	28~73万トン/年
★	5位	スリランカ	24~64万トン/年
★	6位	タイ	15~41万トン/年
★	7位	エジプト	15~39万トン/年
★	8位	マレーシア	14~37万トン/年
★	9位	ナイジェリア	13~34万トン/年
★	10位	バングラデッシュ	12~31万トン/年
		⋮	
★	20位	アメリカ	4~11万トン/年
		⋮	
★	30位	日本	2~6万トン/年
	合計		478~1275万トン/年

<国別流出割合>



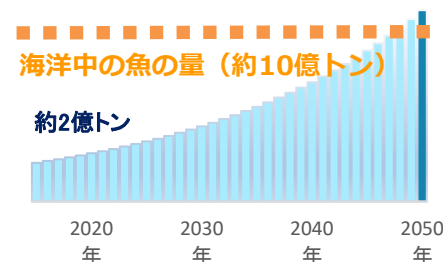
※割合は流出量（推計）の中央値で計算（2010年）

（出典）Jambeckら：Plastic waste inputs from land into the ocean, Science (2015)

※大阪ブルー・オーシャン・ビジョン共有国・地域の割合は、共有国・地域の拡大に伴い約48%（G20合計）から約87%に増加。
※国際的に一致した統計は存在しない。

<海洋中の累積量>

このまま海洋へのプラスチックの流出が続くと、2050年には、海洋へのプラスチックの流出の累積量が海洋中の魚の量より多くなるとの試算も。



※推計に用いられた仮定

- プラスチックの生産量が、毎年5%増加
- 生産量（2015年は3.22億トン）の約3%が海に流出

2019年G20大阪サミット：「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の提唱

- 世界共通のビジョンとして、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的汚染をゼロにすることを目指す「**大阪ブルー・オーシャン・ビジョン**」を日本が提唱し、共有（現在87か国・地域が共有）。
- ビジョン実現に向け、日本は途上国の廃棄物管理に関する能力構築・インフラ整備等を支援していく旨、**安倍総理がサミットで表明**。「**マリーン・イニシアティブ**」（①廃棄物管理、②海洋ごみの回収、③イノベーションの推進、④途上国の能力強化を支援）の下で2025年までの廃棄物管理人材1万人の育成を約束（現時点で17,000人以上を育成（※研修を含む）。）

➡ 2023年のG7広島サミットでは、同ビジョンも踏まえ、**2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることへのコミットを確認**。

2022年国連環境総会：条約交渉開始の決定

- 社会でのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、各国の状況を考慮した上で包括的なライフサイクルアプローチで対処する条約を作るための**政府間交渉委員会（INC）**を設立し、**2024年末までに作業完了を目指す旨の決議を採択**。

（参考：骨太の方針2023）日本の技術を活用し、**2040年までの追加的プラスチック汚染ゼロとの野心の達成に向けて多数国による条約の策定交渉等（注）を主導する**。

（注）条約交渉開始の議論にも貢献した2019年G20大阪サミットで提唱された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現を含む。

我が国全体のプラスチックの利用、排出、処理の状況

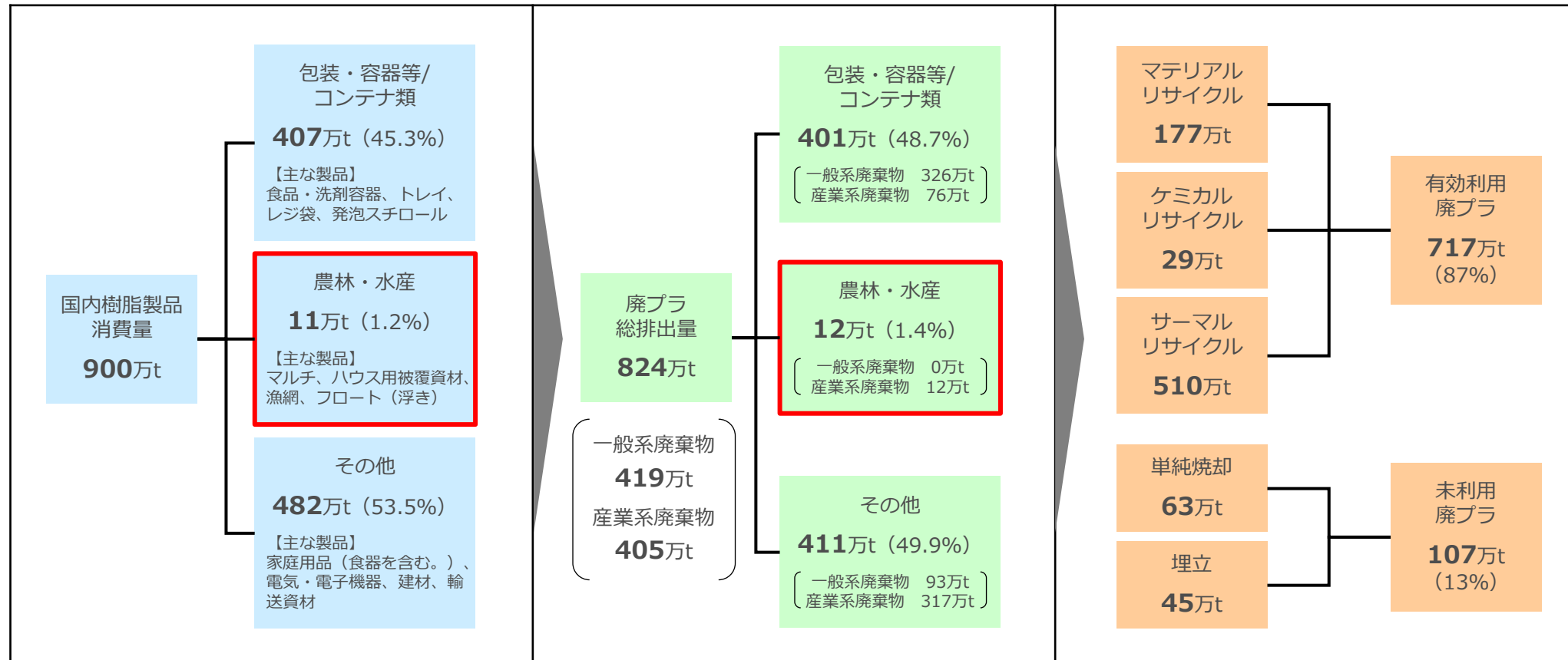
- 我が国の廃プラスチック総排出量は約824万t（2021年）であり、そのうち農林水産分野からの排出量は約12万t（1.4%）で前年より1万t増加。
- 有効利用された廃プラ量は717万tで前年より7万t増加し、有効利用率も87%と前年より約1ポイント上昇。

■ プラスチックのマテリアルフロー図

樹脂製造・製品加工・市場投入段階

排出段階

処理処分段階

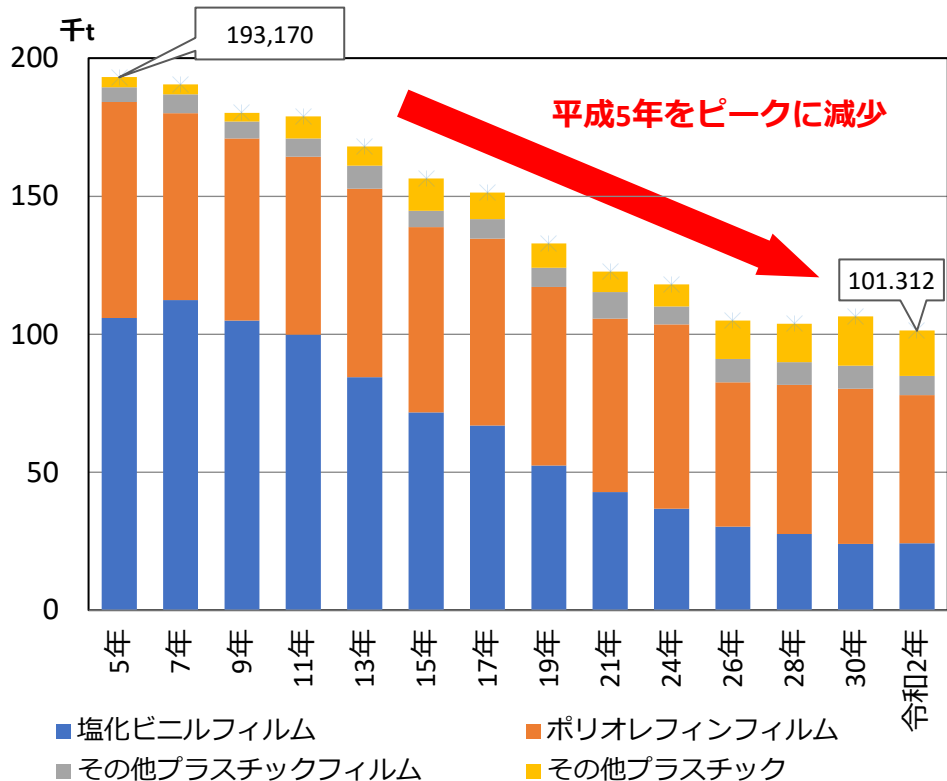


資料：一般社団法人プラスチック循環利用協会「2021年プラスチック製品の生産・廃棄・再生資源化・処理処分の状況」を基に作成。

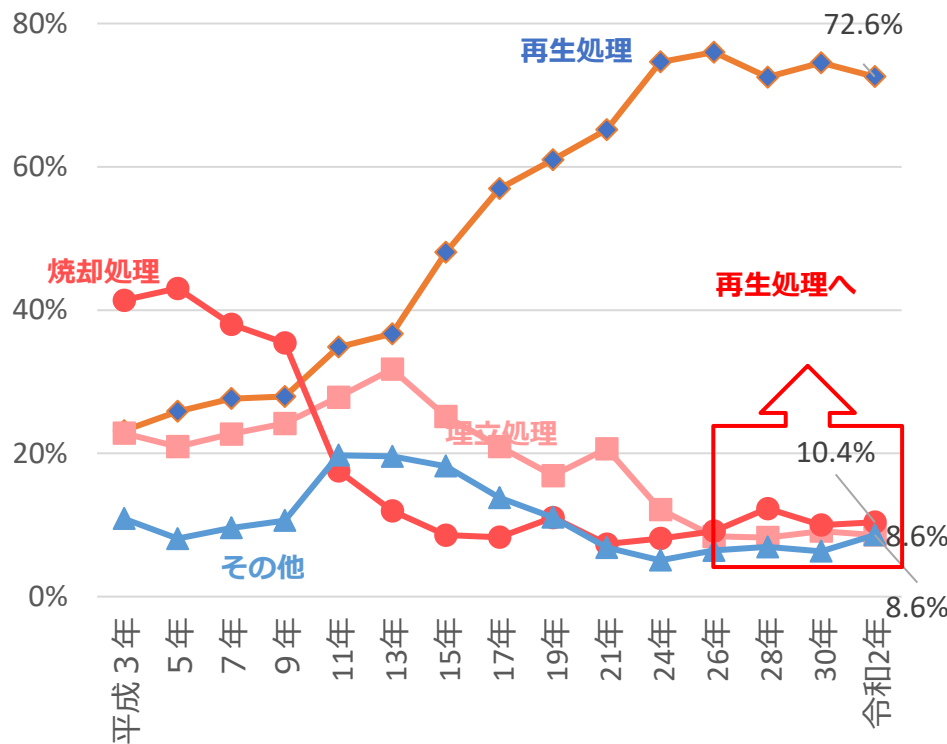
農業由来の廃プラスチックの排出及び処理の状況

- 農業由来の廃プラスチックの量は、農業用ハウスの面積の減少や被覆資材の耐久性向上等により全体的には減少傾向にある。
- 農業由来の廃プラスチックは、産業廃棄物として適切に処理する必要（排出者の責務）、その処理方法は、平成5年には焼却が一番多かったが、令和2年の再生処理の割合は72.6%と平成24年以降70%台で推移。

■ 農業用廃プラスチックの排出量の推移



■ 農業由来廃プラスチックの処理方法の推移



資料：農林水産省「園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する実態（2020（令和2）年）」

出典：農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」（2020年）

農業由来の廃プラスチックの再生利用

- 塩化ビニルフィルム及びポリオレフィン系フィルムとも再生処理割合は7割を超えるが、埋立や埋却処理から再生処理への移行が課題。
- 塩化ビニルフィルムの再生処理は、床材等へのマテリアルリサイクルが中心で、ポリオレフィン系フィルムの再生処理は、サーマルリサイクルが中心。

再生処理の現状

(単位：t,%)

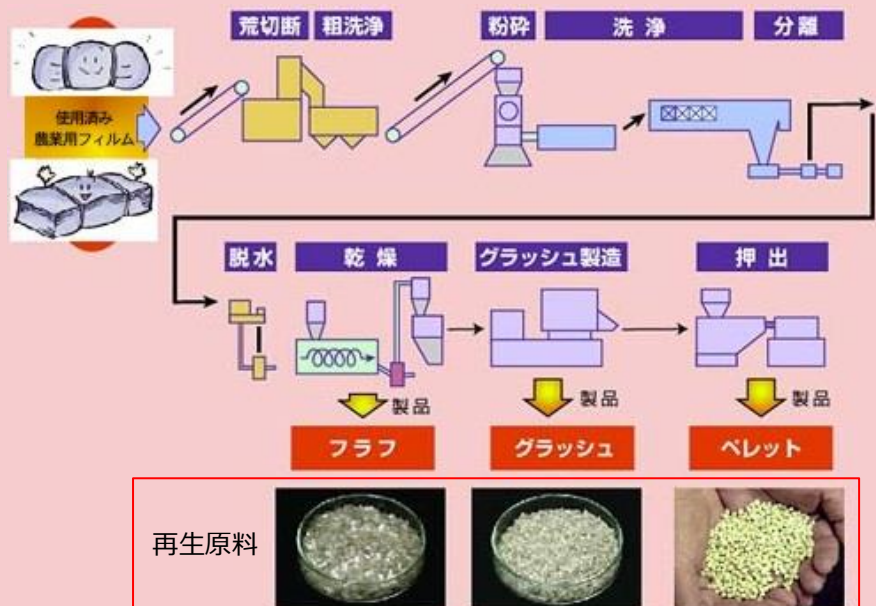
項目	排出量	再生処理量	再生処理割合
塩化ビニルフィルム	24,190	17,976	74.3%
ポリオレフィン系フィルム	53,740	42,487	79.1%

資料：農林水産省「園芸用施設の設置等の状況 2020年」

再生処理の事例

方法	内容	農ビ	ポリ
マテリアルリサイクル	再生利用	国内	●
		輸出	●
ケミカルリサイクル	高炉還元剤		●
	ガス化・油化		● <small>農業用廃プラでは実施されていない</small>
サーマルリサイクル	燃料代替 セメント工場、製紙工場など 発電、RPF、RDF		●

マテリアルリサイクルの主な工程



塩化ビニルフィルム（農ビ）の事例

ほぼ100%マテリアルリサイクル。建築・土木資材、産業資材として使われてきたが、製品を作る工場の海外移転、競合品の上市などにより、国内の主用途は床材の中間層用。



床材

ポリオレフィン系フィルム（農ポリ・農PO）の事例

単一素材で熱回収しやすいことから、サーマルリサイクルが増加。一部はマテリアルリサイクルされており、パレット、擬木、建築土木資材などに利用。また、セメント工場では補助燃料として利用され、灰はセメント材料として活用。



熱回収

農ビ・農ポリとも、破碎洗浄後の再生原料は国内だけでなく、輸出され、輸出先で成形・製品化されている場合がある。



固形燃料
(RPF等)

資料：農ビリサイクル促進協会、株式会社岩井化成ホームページ

農畜産業分野から排出されるプラスチック類

- 農畜産業分野から排出される廃プラスチックには、農業用ハウスやトンネルの被覆資材、マルチ、苗や花のポット、牧草等のサイレージラップなどがある。

■ 農畜産業分野で使用するプラスチック製品の例



鉄骨ハウス（ポリオレフィン系・その他プラスチックフィルム）



パイプハウス（塩化ビニルファルム・ポリオレフィン系フィルム）



トンネル（塩化ビニルファルム・ポリオレフィン系フィルム）



マルチ（ポリオレフィン系フィルム）



べたがけ（ポリオレフィン系フィルム）



育苗トレイ（その他プラスチック）



ポット（その他プラスチック）



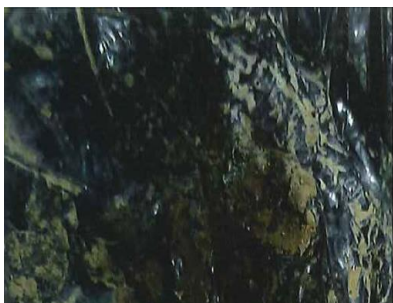
サイレージラップ（ポリオレフィン系フィルム）

農業用廃プラスチックの課題

- 農業用廃プラスチックは、植物残渣など異物の混入、土等による汚れ、直射日光による劣化などにより、再生利用が困難なものも存在。また、農業者は一般に零細で、発生地域の分散、排出時期の偏りなどの課題も存在。
- 課題解決のため、新たな再生処理技術や排出量の抑制や値上げを抑制するための排出時の工夫などの取組を進める必要。

■ 再生利用が困難な農業用廃プラスチック

洗浄技術又は汚れたままでの再生処理技術が必要



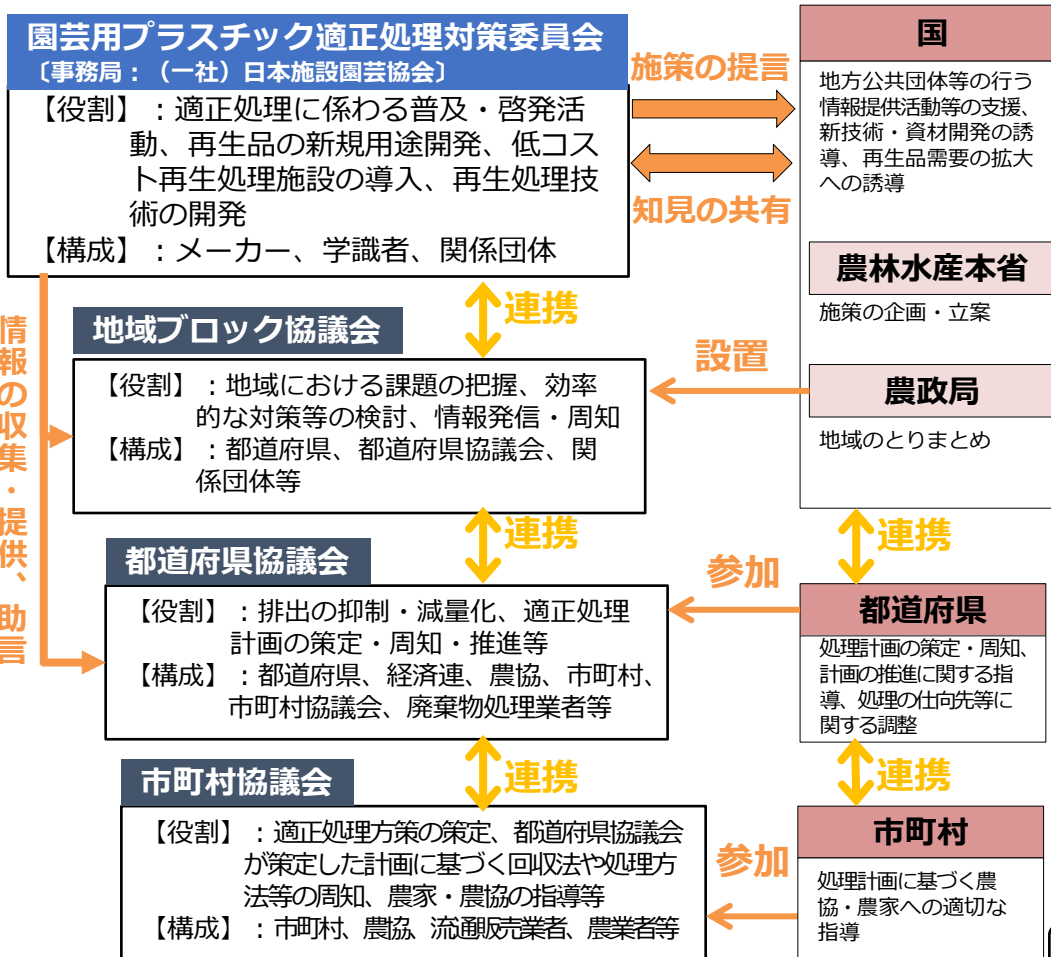
汚れたマルチ（茶色の部分が土）

分別の徹底



異なる素材（農ビと農ポリ）が混ざっている

■ 適正処理推進のための組織



みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した

輸入原材料調達の実現を目指す

- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

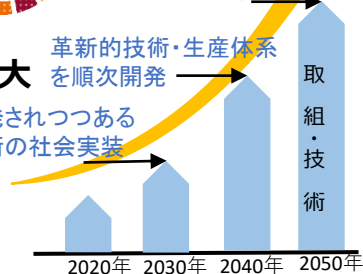


ゼロエミッション
持続的発展

革新的技術・生産体系の
速やかな社会実装

革新的技術・生産体系
を順次開発

開発されつつある
技術の社会実装



期待される効果

経済

持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会

国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境

将来にわたり安心して 暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

みどりの食料システム戦略（具体的な取組）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

調達

1. 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
- (2) 地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
- (3) 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発

～期待される取組・技術～

- ▶ 地産地消型エネルギーシステムの構築
- ▶ 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
- ▶ 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
- ▶ 新たなタンパク資源（昆虫等）の利活用拡大等

生産

2. イノベーション等による持続的生産体制の構築

- (1) 高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- (2) 機械の電化・水素化等、資材のグリーン化
- (3) 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- (4) 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理

～期待される取組・技術～

- ▶ スマート技術によるピンポイント農薬散布、病害虫の総合防除の推進、土壌・生育データに基づく施肥管理
- ▶ 農林業機械・漁船の電化等、脱プラ生産資材の開発
- ▶ バイオ炭の農地投入技術
- ▶ エリートツリー等の開発・普及、人工林資源の循環利用の確立
- ▶ 海藻類によるCO₂固定化（ブルーカーボン）の推進等

・持続可能な農山漁村の創造
・サプライチェーン全体を貫く基盤技術の確立と連携（人材育成、未来技術投資）
・森林・木材のフル活用によるCO₂吸収と固定の最大化

- ✓ 雇用の増大
- ✓ 地域所得の向上
- ✓ 豊かな食生活の実現

消費

4. 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

- (1) 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2) 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4) 建築の木造化、暮らしの木質化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大

～期待される取組・技術～

- ▶ 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
- ▶ 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
- ▶ 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進等

加工・流通

3. ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

- (1) 持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや環境活動の促進
- (2) データ・AIの活用等による加工・流通の合理化・適正化
- (3) 長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- (4) 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化

～期待される取組・技術～

- ▶ 電子タグ（RFID）等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携
- ▶ 需給予測システム、マッチングによる食品ロス削減
- ▶ 非接触で人手不足にも対応した自動配送陳列等

2 個々の技術の研究開発・実用化・社会実装に向けた工程表

(1) 2050年までの技術の工程表

②機械の電化・水素化等、資材のグリーン化

(関係部分抜粋)

技術・取組の内容	貢献する分野	タイムライン				
		2020	2025	2030	2040	2050
耐久性等に優れた生分解性生産資材（マルチ資材、ハウス被覆資材、被覆肥料、サイレージ用のフィルム等）の開発・普及	温室効果ガス削減 プラスチック廃棄物削減					

【定義】○研究開発：技術の研究～開発段階 ○実証：普及に向けた調整段階 ○社会実装：社会に広く普及する段階

地球温暖化対策（ゼロエミッション化）

目標

ゼロエミッション化のための排出源対策として、

- ・**園芸施設**について、**2050年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行**。
- ・新たに販売される主要な**農業機械**について、蓄電池・燃料電池や合成燃料等のイノベーションも活用し、**2040年までに化石燃料を使用しない方式に転換**。
- ・園芸分野において、**2035年までに廃プラスチックのリサイクル率を100%に引き上げ**。
このほか、吸収源対策として、**2030年までに、農地・草地におけるCO₂吸収量を倍増**。

1 施設園芸の化石燃料からの脱却・廃プラリサイクル

これまでの化石燃料に依存した園芸から脱却して、バイオマスや廃熱などを活用したゼロエミッション型施設を実現する。

目標達成に向けた技術開発

- 暖房器具
・高速加温型ヒートポンプ
- ・自然冷熱や産業廃熱等の超高効率な蓄熱・移送技術
- ・バイオマスを活用した加温装置や蓄熱装置の精密な放熱制御技術
- プラ
・透過性が高く温室に活用できる太陽光発電システム
- ・耐久性の高い生分解性フィルム（マルチに加え、施設で使用可）



目標達成に向けた環境・体制整備

- 暖房器具
・新技術の低コスト化に向けた現場実証
- ・補助事業におけるハイブリッド施設やゼロエミッション型施設の優遇からスタートして最終的には化石燃料を使用する施設を対象外にするなどとして誘導
- ・廃プラペレットや木質バイオマス等の熱源安定供給体制の確立
- ・廃熱発生工場等で発生する廃熱とCO₂を利用することにより、園芸施設における化石燃料の使用削減とCO₂の有効活用を推進
- ・最終的には農業用A重油の免税・還付措置の廃止
- プラ
・太陽光発電システムや生分解性フィルムの現場実証

2 農機の電化・水素化・脱炭素燃料化

新たに販売される主要な農業機械について、蓄電池・燃料電池、水素燃料・合成燃料等のイノベーションや作業体系そのものの見直しにより、ゼロエミッション化を実現する。

目標達成に向けた技術開発

- ・蓄電池・燃料電池の小型化・強靱化・低価格化
〔現在の蓄電池は、13馬力1時間作業可で、160kg・260万円（試算）
→ 無充電1日作業可・農機に搭載可能な大きさ・経済的な価格〕
- ・水素燃料・脱炭素燃料の開発
〔脱炭素燃料：生物由来のバイオ燃料や、CO₂と水素から作られるe-fuel〕
- ・電力等に対応した農機・作業機の開発
〔上記動力に対応した農業機械の構造の構築等〕
- ・超小型農機の開発と作業体系の確立
〔化石燃料を使用する中大型機械体系から電力駆動する超小型機械体系への転換等〕

目標達成に向けた環境・体制整備

- ・補助事業における電動農機等の優遇からスタートして、最終的には化石燃料を使用する農機を対象外にするなどとして誘導
- ・充電施設等の整備（事務所・ほ場周辺等、営農型太陽光発電とも連携）
- ・蓄電池等の充電・交換・シェアリング等のサービス体制の整備

みどりの食料システム法の運用状況

みどりの食料システム法 施行（令和4年7月1日） 施行令・施行規則等も施行

国の基本方針 公表（令和4年9月15日）
告示・事務処理要領・申請書様式、ガイドライン等も併せて公表

それぞれの地域で、みどり法に基づく取組を主体的に進めていただくため、
地方自治体の基本計画作成を促進

- 滋賀県が全国初の基本計画を公表（令和4年10月28日）
・有機農業者の2計画を初認定（令和4年11月）
- 令和4年度中に全都道府県で基本計画が作成
- うち12県23市町で特定区域（モデル地区）が設定され、地域ぐるみでの取組を促進

生産現場の環境負荷低減を効果的に進めるため、現場の農業者のニーズも踏まえ、
環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等を図る事業者（基盤確立事業実施計画）を認定



リモコン草刈機の普及



可変施肥田植機の普及



堆肥散布機の普及

- 令和4年11月に第1弾認定をした後、45の事業者を認定（令和5年5月時点）

令和5年度から都道府県による農業者の計画認定が本格的にスタート。税制特例や計画認定・特定区域設定に対する補助事業の優先採択等のメリット措置を丁寧に説明していく。

ひとりでも、グループでも、
環境にやさしい農業に取り組んで



みどり認定

を受けましょう!!

「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、
みどりの食料システム法の認定制度がスタートしました!

認定を受けるメリット

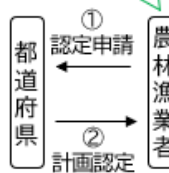
- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

(令和5年5月)

みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか?

- **みどりの食料システム法**は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた法制度で令和4年に制定・施行されました。
- 農林漁業者は、**環境負荷の低減に取り組む5年間の事業計画**を作成し、**都道府県知事の認定**を受けることができます。
 - ✓ 「**環境負荷の低減**」の取組例
 - ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
 - ・燃油使用低減や水稲中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
 - ・バイオ炭の農地施用 ・農業用プラスチックの排出削減 など

グループ申請も可能です!



申請については、まずはお住まいの都道府県庁に御相談ください!

□ みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます!

- 青色申告を行う農業者の方は、認定を受けた計画に従って**化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備**を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を**上乗せして償却**できます。(機械など:取得価額×32%、建物など:取得価額×16%)

<税制特例の対象機械>



税制対象一覧はこちら



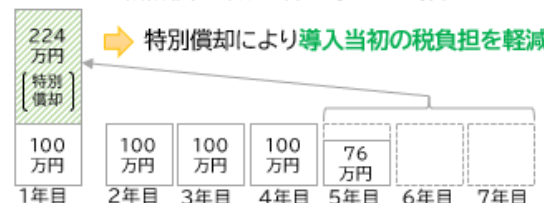
水田用除草機



堆肥散布機

特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます!

- 計画認定を受けると、**国庫補助事業の採択審査のポイントが加算**されます。
対象事業:みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など



対象事業はこちら

この他、日本政策金融公庫の農業改良資金等の貸付けを受けられます。

お問合せ先 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
(TEL:03-6744-7186)

みどりの食料システム法※に基づく認定制度について

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年7月1日施行）

基本方針（農林水産大臣）

協議 ↑ ↓ 同意（農林水産大臣）

基本計画（都道府県・市町村）

特定区域内（モデル地区）

申請 ↑ ↓ 認定（都道府県）

申請 ↑ ↓ 計画認定（都道府県）
協定認可（市町村）

申請 ↑ ↓ 認定（農林水産大臣 + 事業所管大臣）

環境負荷低減に取り組む生産者

環境負荷低減事業活動実施計画

生産者の環境負荷低減を図る取組に関する計画

【取組類型】 ※③～⑦は告示

- ① 土づくり + 化学肥料・化学農薬の使用低減
- ② 温室効果ガス削減
- ③ 水耕栽培 + 化学肥料・化学農薬の使用低減
- ④ 窒素・リンの流出抑制に資する飼料投与等
- ⑤ バイオ炭の農地施用
- ⑥ **プラスチックゴミの排出等抑制**
- ⑦ 化学肥料・化学農薬の使用低減 + 生物多様性

【支援措置】

- 必要な設備等への**無利子・低利融資**
(農業改良資金等の償還期間の延長(10年→12年)等)
- みどり**投資促進税制**による特別償却
(化学肥料・化学農薬の使用低減の取組に限定)

特定区域内（モデル地区）

特定環境負荷低減事業活動実施計画

地域ぐるみ（原則複数の生産者）で行う先進的な取組に関する計画

【取組類型】 ※告示

- ① 有機農業による生産活動
- ② 廃熱等地域資源活用による温室効果ガス削減
- ③ 先端技術の活用による環境負荷の低減

【支援措置】

- 左記の融資・税制措置に加えて、
- 行政**手続のワンストップ化**
(農地転用許可、補助金等交付財産の目的外使用承認等)

特定区域内（モデル地区）

有機農業の栽培管理協定

地域の農業者による**栽培管理の取決め**（協定）
【効果】協定の**承継効**、農用地区域への編入要請

新技術の提供等を行う事業者

基盤確立事業実施計画

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、**機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組に関する計画**

【取組類型】

- ① **先端的技術の研究開発・実証**
- ② 新品種の育成
- ③ 機械又は**資材の生産・販売**
- ④ 機械のリース・レンタル
- ⑤ 新商品の開発、生産又は需要開拓
- ⑥ 流通の合理化

【支援措置】

- 必要な設備等への**低利融資**
(食品流通改善資金、新事業活動促進資金)
- みどり**投資促進税制**による特別償却
(化学肥料・化学農薬に代替する資材の供給に限定)
- 行政**手続のワンストップ化**
(農地転用許可、補助金等交付財産の目的外使用承認等)
- 病虫害抵抗性に優れた**品種開発の促進**
(出願料・登録料の額を3/4軽減)

主な支援措置一覧

【環境負荷低減事業活動】

対象者	融資	税制
農業者	農業改良資金（無利子、償還期間の延長）	みどり投資促進税制 ※化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む場合に限る ※対象機械は、国が基盤確立事業で認定したものに限り
	畜産経営環境調和推進資金 （利率：0.80%、20年以内）	
林業者	林業・木材産業改善資金 （無利子、償還期間の延長）	
漁業者	沿岸漁業改善資金 （無利子、償還期間の延長）	

土づくり、栽培暦の見直し、有機農業の団地化等、地域ぐるみでのグリーン化の取組等に、

- ・ みどり戦略緊急対策交付金（R4第2次補正予算）、みどり戦略推進交付金（R5当初）
- ・ 各種補助事業等におけるグリーン化に向けた優先枠・ポイント加算

の活用が可能です。

【基盤確立事業】

対象者	融資	税制
機械メーカー	新事業活動促進資金 ※中小企業に限る （利率：特別利率②0.38～1.05%、20年以内）	
支援サービス事業者 （機械のリース・レンタル）		
資材メーカー等	新事業活動促進資金 ※中小企業に限る （利率：特別利率②0.38～1.05%、20年以内）	みどり投資促進税制 ※化学肥料又は化学農薬に代替する資材の製造に限る （例：混合堆肥複合肥料、ペレット堆肥、生物農薬等）
食品事業者	食品流通改善資金 ※中小企業に限る （利率：0.35～0.85%、18年以内）	みどり投資促進税制 ※化学肥料又は化学農薬に代替する資材の製造に限る （例：食品残渣を活用した堆肥等）

※金利表示は、令和4年12月現在のもの

※融資の利用に当たっては、別途日本政策金融公庫等による審査が必要

基盤確立事業実施計画の認定スキーム

- 主務大臣は、機械・資材メーカーや食品事業者等が作成する基盤確立事業実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を各種特例措置により支援。

基盤確立事業とは・・・（法第2条第5項）

農林漁業由来の環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う事業

(①～⑥)

国（主務大臣）

計画認定の
申請 ↑ ↓ 認定

事業者

〈基盤確立事業実施計画を作成〉

- ① 先端的技術の研究開発及び成果の移転の促進
- ② 新品種の育成
- ③ 資材又は機械の生産・販売
- ④ 機械類のリース・レンタル
- ⑤ 環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を不可欠な原料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要開拓
- ⑥ 環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の流通の合理化

（地方農政局を経由して、農林水産省及び関係省庁が協議し、認定を行います。）

主な認定要件

- 1 基本方針に適合し、当該事業を確実に遂行するために適切なものであること
- 2 農林漁業由来の環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に相当程度寄与するものであること（事業展開による効果の広域性や、技術の普及状況等を踏まえた先進性等が必要です。）

※生産者向け投資促進税制の対象機械としての確認を受ける場合

（①～③を満たす必要があります。）

- ① 以下のいずれかに該当すること
 - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる設備等
 - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
- ② 10年以内に販売されたモデルであること
- ③ 取得価額が100万円以上であること

支援措置

- 補助金等適正化法の特例
 - ・補助金等交付財産の処分（目的外使用等）の制限解除に関する承認手続のワンストップ化
- 農地法の特例
 - ・農地転用許可の手続のワンストップ化
- 種苗法の特例
 - ・品種登録の出願料及び登録料の減免
- 食品等流通法の特例
 - ・日本公庫による長期低利資金の貸付適用
- 中小企業者向け金融支援【非法律事項】
 - ・日本公庫による低利資金（新事業活動促進資金 特別利率②）の貸付適用
 - 〔 機械・資材メーカーによる、環境負荷低減に資する先進的な製品の増産のための設備投資に対する資金繰りを支援 〕
- 課税の特例（法人税・所得税）
 - （1）資材メーカー・食品事業者等向け
 - 化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の専門の製造施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）
 - （2）機械メーカー向け（対象は生産者）
 - 生産者が環境負荷低減事業活動に必要な機械を導入する際に投資促進税制が適用（特別償却）
 - 〔 販売する設備について、生産者の投資初期の負担を軽減 〕

※認定を受けた者に対する各種予算事業でのメリット措置を検討中です。

- 赤外線のみを一定量反射し、農業用ハウスの急激な温度変化の抑制に役立つ遮熱フィルムは、施設園芸における夏季の高温対策と冬季の燃油使用量の削減の両立に寄与。
- 普及拡大に向け、さまざまな品目・地域での実証や導入事例を踏まえたPR活動の充実等に取り組む。

【主な事業内容】

- 地域の関係機関と連携し、特に冬季の保温対策が重要となる花き類等を中心に実証試験を実施
- 各地の導入事例を活用し、費用対効果も含めた製品PRを強化
- 展示会等への出展を通じて販路開拓

【主たる事業所の所在地】

東京都文京区（オカモト株式会社）
東京都台東区（オカモト化成製品株式会社）

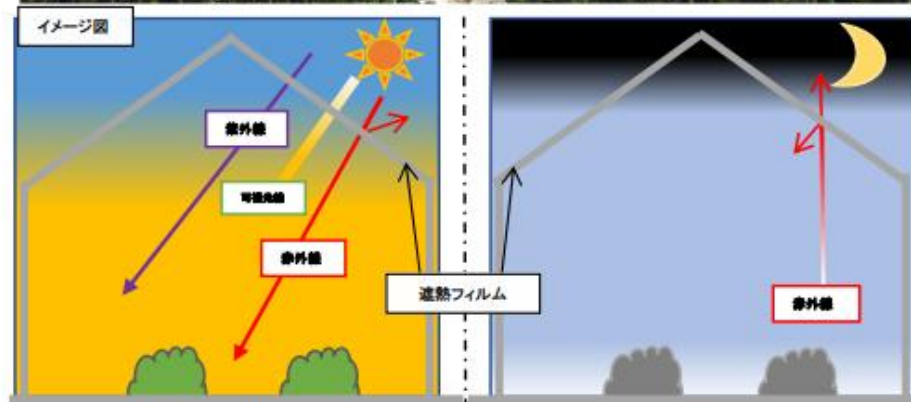
【計画の実施期間】

令和5年3月～令和10年3月

【問い合わせ先】

オカモト（株） 農業資材部（03-3817-4171）
オカモト化成製品（株） 農業資材部（03-6803-2013）

農業ハウス用遮熱フィルム



夏季の屋間などの高温期
（赤外線の一部を反射し遮熱）

冬季の夜間などの低温期
（放射冷却を少し抑制。加温機あれば保温）

- 独自の縫製加工技術で軽量化・薄肉化を実現した多層断熱被覆資材(布団資材)は、施設園芸用カーテン資材として、高い断熱性と作業性を有し、冷暖房費の削減に貢献。
- 既存品目での販売強化に加え、新たな品目での実証やPR活動等に取り組む。

【主な事業内容】

多層断熱被覆資材(布団資材)の普及拡大により、施設園芸の環境負荷低減に寄与するため。

- ・ 保温と遮熱が重要なシイタケやキクなど、普及しつつある品目に対して販売強化。
- ・ 冬季の保温対策が重要となるピーマン等の品目をターゲットに、JA等と連携して実証試験を実施。
- ・ 展示会等への出展を通じて販路を開拓。

【主たる事業所の所在地】

東京都北区

【計画の実施期間】

令和5年8月 ～ 令和10年3月

【問い合わせ先】

東京インキ株式会社 加工品営業部 (03-5902-7627)

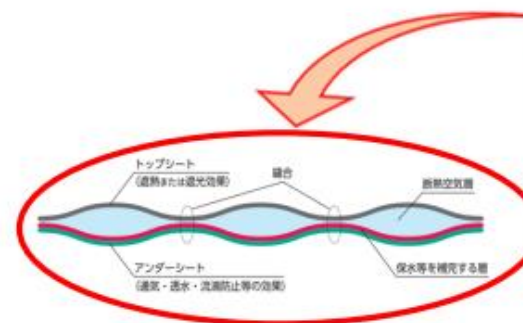
多層断熱被覆資材（布団資材）



断熱効果イメージ



品目：シイタケ 菌床栽培



基本構成



品目：キク シード栽培

食品ロス削減・プラスチック資源循環の推進

【令和6年度予算概算決定額 164（186）百万円】

<対策のポイント>

フードサプライチェーンにおける課題解決や未利用食品の提供等を通じた食品ロス削減の取組、農林水産業・食品産業におけるプラスチック資源循環の取組を支援します。

<事業目標>

- 2000年度比で事業系食品ロス量を半減（273万t〔2030年度まで〕）
- 海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロまで削減〔2050年まで〕

<事業の内容>

1. 食品ロス削減総合対策事業

140（153）百万円

① 食品ロス削減等推進事業

（食品ロス削減等課題解決事業）

民間事業者等が行う食品ロス削減等に係る新規課題等の解決に必要な経費を支援します。（例：商慣習の見直しの検討、食品ロス削減等に係る優良事例調査等）

（食品事業者からの未利用食品提供の推進等）

- ア 食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するため、**専門家派遣等によるサポート**を実施します。
- イ 食品事業者とフードバンク等による広域連携等の**先進的な取組**に対し、未利用食品の輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会等の開催費等を支援します。

② 食品ロス削減調査等委託事業

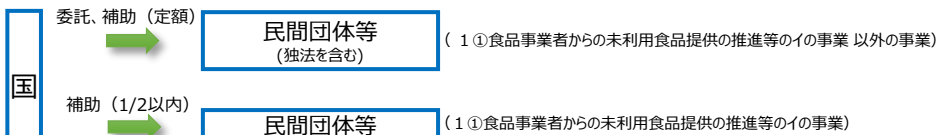
食品ロス実態把握のため食品関連事業者のデータベースの整備を実施します。

2. プラスチック資源循環の推進

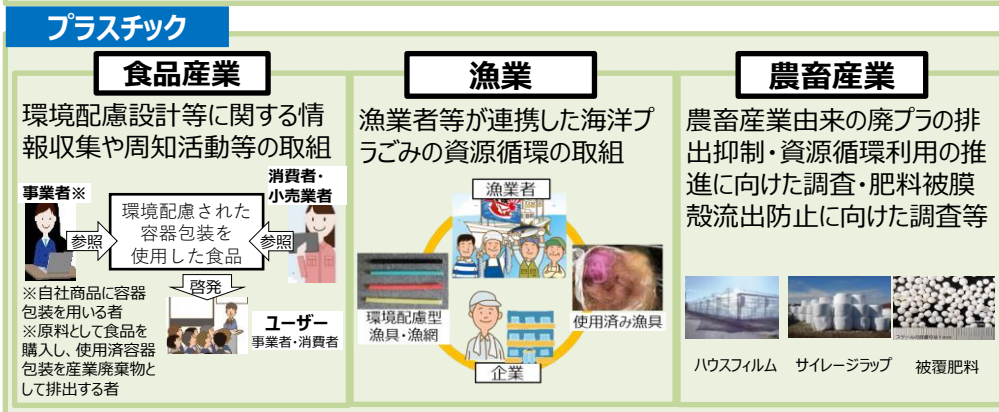
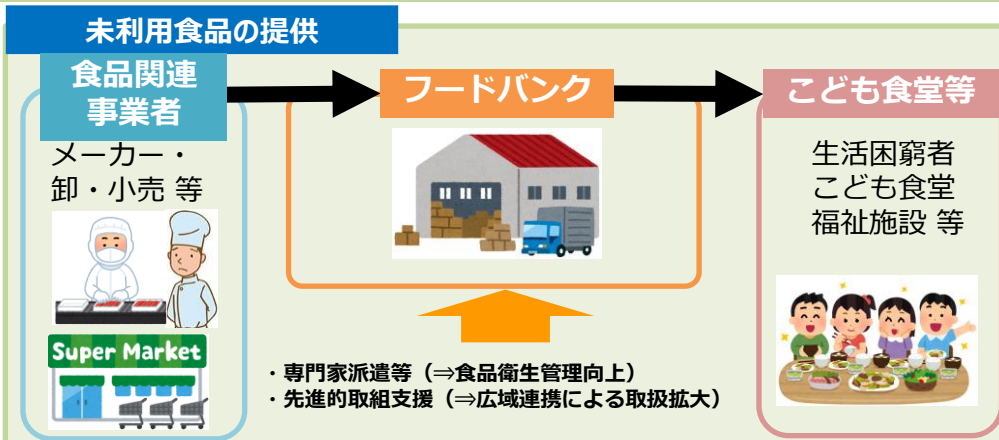
25（33）百万円

食品産業における環境配慮設計等に関する情報収集や周知活動、漁業者等が連携した海洋プラスチックごみの資源循環の取組、農畜産業における廃プラスチックの排出抑制と循環利用の推進に向けた先進的事例調査、プラスチックを使用した被覆肥料に関する調査等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】

大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 (03-6744-2019)